

道路・河川維持作業に参加される皆様へ

作業に伴う事故が多発しています。

道路・河川の維持作業は、事故のないよう安全に行ってください。

過去に発生した事故例

事例1 草刈機で小石が飛び、走行中または駐車中の自動車のガラスを破損させた。

事例2 草刈作業中または草や土砂の集積中、水路に転落し骨折した。

事例3 作業中または作業後に、熱中症、脱水症、低体温症などを発症した。

事故防止の対策例

草刈機の使用による事故を防止するため次の対策例を参考にしてください。

作業者に対する対策例



飛び石対策例



草刈機を使用する時は、あらかじめ自動車等を移動させておきましょう。
作業前に危険物や障害物を取り除いておきましょう。
ベニヤ板やネットなどの飛び石防止設備を使用しましょう。

作業前に作業場所の足場を十分に確認しましょう。
作業に適した服装で防護めがねや手袋などを着用しましょう。
危険で困難な作業を控えるようにしましょう。

長時間連続の作業を控え、休息、水分補給をしっかりと行いましょう。

悪天候の場合は、作業を中止または延期しましょう。

問い合わせ先

道路・河川維持作業報償金交付制度に関すること

道路・河川維持作業報償金の交付申請をされた団体の保険制度に関すること

西条町・八本松町・志和町・高屋町は	082-420-0949	(建設部 維持課)
黒瀬町は	0823-82-0214	(黒瀬支所 産業建設課)
福富町は	082-435-2302	(福富支所 地域振興課)
豊栄町は	082-432-4160	(豊栄支所 地域振興課)
河内町は	082-437-2901	(河内支所 産業建設課)
安芸津町は	0846-45-1623	(安芸津支所 産業建設課)